3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道398号（以下「本路線」という。）は、宮城県石巻市を起点とし、牡鹿郡女川町、栗原市、秋田県湯沢市等を経由して、秋田県由利本荘市に至る延長約276kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する本吉郡南三陸町は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）においては、津波から避難する際に複数箇所で渋滞が発生するなど円滑に避難できなかったとともに、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が多数存在するなど幹線道路としての機能も十分に発揮出来ていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるコクガン、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカジカ小卵型その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びキクタニギクが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、コクガン及びカジカ小卵型については、生息環境が一部悪化することから、施工時には濁水対策を行うこととしている。加えて、起業者は、今後本件事業の施工区域及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等災害時に安全に避難させることを主な目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年11月24日に都市計画決定され、昭和57年７月30日、平成24年９月18日及び平成27年９月11日に変更決定された都市計画と、路肩等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来たすなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県本吉郡南三陸町役場

○九州地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

一路線名	供用開始の区間	所在地
二百八号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字みなみ三番地先から同町志津川字渡里三番二まで（ただし、関係図に表示する部分を除く。）	岡九国道事務所及び同局福岡国道事務所
〃	宮城県本吉郡南三陸町志津川字柳ノ尾川の渡里三番二まで（ただし、関係図に表示する部分を除く。）	岡九国道事務所及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十一日

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(三)(二)(一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類
後変更 別前 区間		
糸島市潤二丁目九五番から同市潤二丁目三二二番まで 後前 糸島市潤二丁目九五番から同市潤二丁目三二二番まで	二百二号	一般国道

敷地の幅員	延長
一〇九・六九〇メートル	一〇キロメートル
一三二・八メートル	一・三メートル
三五・〇メートル	八八五メートル

(四)で糸島市潤二丁目九五番から同市潤二丁目三二二番まで　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

一路線名	供用開始の区間	所在地
二百二号	糸島市潤二丁目九五番から同市潤二丁目三二二番まで	岡九国道事務所及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十一日